

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

茨木市地域防災計画で想定する主な災害は、次のとおりである。また、同計画では以下の災害が複合的に発生する可能性も考慮している。

(1) 地震災害

茨木市で想定される地震災害と、地震調査研究推進本部が公表するそれぞれの今後30年以内の発生確率(令和6年1月1日現在)は以下のとおりである。なお、このうち、最大の被害をもたらす可能性がある地震は、有馬高槻断層帯を震源とした地震である。

想定地震		①上町断層帯	②生駒断層帯	③有馬高槻断層帯	④中央構造線断層帯	⑤東南海・南海地震	⑥南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.5程度	7.0～7.5	7.5±0.5	8.0程度	8.5前後	9.0前後
		計測震度	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度
		5弱～6強	5弱～6強	5弱～7	4～5弱	4～6弱	最大6弱
建物全半壊棟数		全壊 9,409 棟 半壊 9,928 棟	全壊 5,874 棟 半壊 7,557 棟	全壊 10,332 棟 半壊 11,497 棟	全壊 5 棟 半壊 13 棟	全壊 174 棟 半壊 441 棟	全壊 422 棟 半壊 4,221 棟
炎上出火件数		12 (20) 件	6 (14) 件	11 (20) 件	0 (5) 件	0 (6) 件	0 (0) 件
死傷者数		死者 150 人 負傷者 2,712 人	死者 57 人 負傷者 2,598 人	死者 119 人 負傷者 3,576 人	死者 0 人 負傷者 3 人	死者 0 人 負傷者 125 人	死者 14 人 負傷者 661 人
り災者数		83,815 人	56,336 人	88,979 人	59 人	1,724 人	公表されず ^a
避難所生活者数		24,307 人	16,338 人	25,804 人	18 人	500 人	22,243 人
ライフライン	停電	47.2 %	17.2 %	34.4 %	0.0 %	0.6 %	49.0 %
	ガス供給停止	69.2 %	11.5 %	100.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	水道断水	57.4 %	56.7 %	54.1 %	0.0 %	2.7 %	100.0 %
	電話不通	13.5 %	1.8 %	1.8 %	0.1 %	0.0 %	3.0 %
今後30年以内の発生確率		2～3 %	ほぼ0～0.2 %	ほぼ0～0.04 %	ほぼ0 %	公表されず ^a	70～80 %

注 ※ 上町断層帯における地震は、茨木市にもっとも影響のある地震帯を想定

※ 出火件数は、1日間(括弧内は3日間)の件数

※ ①～⑤の被害想定は、平成19年3月「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」に基づく

※ ⑥の被害想定は、平成24・25年度に実施された「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の報告に基づく

※ ①～⑥の今後30年以内の発生確率は、令和6年1月1日現在の「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」に基づく

※ ⑥の避難所生活者数は、発災1か月後の避難所及び避難所以外の避難者数をいう。

茨木市の市街地の大部分が立地するのは沖積層のなす沖積低地であり、大雨によって下水道の排水能力を超えた場合は、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクがある。

(3) 災害の履歴

ア 地震災害の履歴

茨木市は平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震において、約8,000件の一部破損（屋根瓦のズレや壁の破損など）被害を受けた。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、死者1人、負傷者102人、住家被害は全壊3棟、半壊95棟、一部損壊13,510棟のほか、公共施設でも多数の被害が生じ、避難者は延べ6,264人にのぼるなど、大阪府内では高槻市に次ぐ大きな被害を被った。

これ以前には、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの海溝型巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）また、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）及び濃尾地震（1891年）等により、少なからず地震災害が発生していると推定されている。

イ 風水害の履歴

昭和50年代以降は台風による大きな風水害はほとんどなかったが、平成30年台風21号では近隣の枚方観測所で観測史上1位の最大瞬間風速40.2毎秒を記録し、大阪府内では一時的に約90万軒が停電するとともに、市内でも風害により住家や公共施設で多数の被害が発生した。昭和9年の室戸台風や昭和25年のジェーン台風などの記録でも、台風は大きな被害を生じさせている。

昭和42～61年の主な水害時の家屋被災状況を町丁目別にみると家屋全壊、半壊及び一部破損は土砂くずれによるものが多いため山地・丘陵部の町丁目に多発している。また浸水被害は低地の中でも地盤高の低い氾濫平野と後背低地に分布する町丁目で被害が大きくなっている。床上浸水戸数が多い地域は宮元町・竹橋町・永代町・上中条一丁目及び春日一丁目である。

竹橋町・永代町及び別院町などは昭和42年、43年、44年の水害で浸水被害が出ており浸水被害の反復性を実証している。

ウ 土砂災害の履歴

昭和42年7月9日には、山地部と丘陵部を中心に家屋全壊流失10戸の被害が生じている。被害のほとんどが土砂くずれ（崩壊）によるものであり、特に車作（4戸）及び大門寺（2戸）では複数発生し、春日丘では家屋全壊に伴って負傷者がでている。道路被害も75ヶ所（市道のみ）発生しているが、原因は路肩崩壊と法面崩壊が多い。

昭和47年7月12日には、土砂くずれ（崩壊）が車作・安元・佐保などの山地部と西安威一～二丁目・豊川五丁目・北春日丘二～四丁目・南春日丘三丁目などの丘陵地で発生し、全域で山地崩壊33ヶ所、道路崩壊132ヶ所の被害となった。

昭和55年7月24日には、佐保で土砂くずれにより住家1戸が半壊し負傷者2名が生じている。

昭和43年7月2日、昭和44年6月25日、昭和47年9月16日、昭和58年9月28日、昭和60年6月21日～7月3日、平成9年7月13日、平成11年6月29日～30日の豪雨でも、道路や山地で崩壊が発生している。特に平成30年7月豪雨では、北部地域を中心に多数の土砂崩れが発生し、府道茨木摂津線で発生した土砂崩れを受け、市では周辺住民に対して避難指示（緊急）を発令した。

2) 商工業者の状況

- ・事業者数 8,945 者<出典:令和3年経済センサス-活動調査>
- ・小規模事業者数 5,518 者<出典:令和3年経済センサス-活動調査>

3) これまでの取組

< 茨木市の取組 >

- ・茨木市国土強靱化計画、茨木市地域防災計画、茨木市業務継続計画、茨木市受援計画の策定
- ・避難所開設・運営訓練、職員防災訓練等の防災訓練の実施
- ・指定避難所、一時避難地等防災拠点の整備
- ・水・食料を含む防災用品の備蓄
- ・防災無線屋外拡声器の設置等防災情報伝達手段の充実強化
- ・ハザードマップ、防災ハンドブック等による意識啓発
- ・ハザードマップを活用した小学校における防災教育の推進
- ・出前講座・講演会等による防災知識の普及
- ・自主防災組織の育成及び活動支援
- ・民間事業者等との災害時援助協定締結の推進
- ・防災情報システム等の整備
- ・ホームページへ BCP に関するページを開設し、計画策定の重要性や相談できる関係機関の情報を掲載
- ・企業への訪問活動の際、中小企業経営アドバイザーとともにBCP策定状況の確認や制度の説明を実施

< 茨木商工会議所の取組 >

- ・茨木商工会議所事業継続計画(BCP)の策定
- ・災害時における特別相談窓口の設置
- ・事業者向けBCPセミナーの開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・経営指導員向けBCP研修の実施
- ・耐震化のされた施設(立命館いばらきフューチャープラザ)へ支援拠点を移転
- ・自主防災組織の設置
- ・入居施設(立命館大学いばらきフューチャープラザ)の防災訓練に参加
- ・防災備品(非常用持ち出し袋、ペットボトル飲料等)を備蓄
- ・非常用電源の確保
- ・令和元年7月19日、大阪府内の商工会議所が構成する大阪府商工会議所連合会では、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議し、被災時には商工会議所や事業者への支援活動を府内商工会議所が連携し実施することとなった。
- ・「防災勉強会」(防災セミナーと商工会議所前防災公園にて災害用トイレと調理用かまど等の設営の実演)を実施
- ・令和6年能登半島地震の事業者向け相談窓口(輪島市)への派遣要請を受けて被災事業者の相談対応を経験

② 課題

1. 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
2. 茨木商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

③ 目標

- 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標:計 延べ 100 事業者

年度	目標事業者
令和7年度	20 事業者
令和8年度	20 事業者
令和9年度	20 事業者
令和 10 年度	20 事業者
令和 11 年度	20 事業者

- 実施期間中における災害リスクや感染症流行リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標:延べ 17,000 事業者

年度	目標事業者
令和7年度	3,400 事業者
令和8年度	3,400 事業者
令和9年度	3,400 事業者
令和 10 年度	3,400 事業者
令和 11 年度	3,400 事業者

- 発災後速やかな復興支援策の実施や、情報連絡を円滑に行うため、茨木市と茨木商工会議所、及び関係団体と構築した連携体制及び被害情報報告ルートに関して、必要に応じて改善・見直しを行う。
- 地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携してセミナーや個別指導で助言する。
- 経営指導員そのものの事業継続力に関する知識・ノウハウを強化する。

④ その他

茨木商工会議所の事業継続計画の有無:有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和 12 年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

茨木商工会議所と茨木市は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1)事前の対策

a)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 茨木商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- 茨木商工会議所と茨木市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 茨木市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の

情報を周知する。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・茨木商工会議所と茨木市は、大阪府や損害保険会社が提供する簡易版 BCP 様式を企業巡回やホームページに掲載による周知並びに策定支援。
- ・茨木商工会議所は、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。

c) 地域内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・茨木商工会議所と茨木市は、企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府市町村合同地震津波対策訓練への参加により連絡ルートの確認を行う。
- ・茨木商工会議所と茨木市は、自然災害が発生したと仮定し、連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

e) 関係団体等との連携

- ・茨木商工会議所は、連携する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・茨木商工会議所と茨木市は、関係団体と連携し、普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催により、事業継続力強化計画の普及啓発を図る。

f) フォローアップ

- ・茨木商工会議所と茨木市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、その上で茨木商工会議所は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、茨木市等関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に、茨木商工会議所は職員の安否確認や業務従事の可否等の確認を行う。
- ・茨木商工会議所は、次の区分に応じて必要な対応行う。
 - ①就業時間中に大規模な地震が発生した場合
火の元を確認し、館内にいる職員・来客の負傷者の有無を確認し、建物から避難を実施する。
 - ②就業時間中に大規模な風水害が発生した場合
原則として、落ち着くまで職員・来客ともに館内待機を促す。
 - ③就業時間外に大規模な地震が発生した場合
職員自身がまず安全確保をし、出勤可能かどうかを事務局長に報告する。
災害対応可能な職員は出勤の上、事務所の復旧などの初動対応を実施する。
 - ④就業時間外に特別警報が発表される又は大規模な風水害が発生した場合
職員は警報解除までは自宅待機とし、出勤後に事務所の復旧などの初動対応を実施する。
- ・茨木商工会議所は、市内の大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を把握して、茨木市等関係機関と情報共有を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・茨木商工会議所と茨木市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により茨木商工会議所で応急対策ができない場合は、茨木市と相互の役割分担を決める。
- ・茨木商工会議所及び茨木市は、次の被害規模の目安をもとに、市内の大まかな被害状況を確認する。

大規模な被害がある	・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により茨木商工会議所と茨木市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週間に1回共有する
それ以降	必要に応じて随時共有する

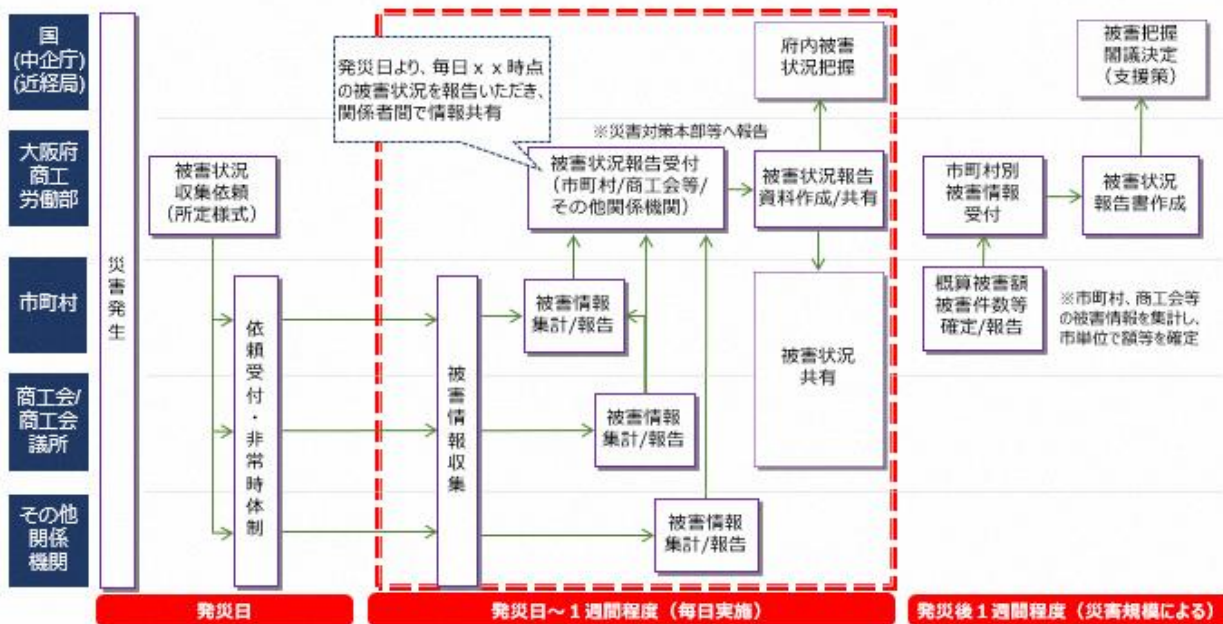
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・茨木商工会議所は、自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・茨木商工会議所と茨木市は、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・茨木商工会議所と茨木市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・茨木商工会議所と茨木市で共有した情報は、大阪府の指定する方法にていずれかより大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、茨木商工会議所と茨木市で相談・決定する。（茨木商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・茨木商工会議所は、地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・茨木商工会議所及び茨木市は連携して応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、茨木市、茨木商工会議所等の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・被害状況の確認、支援施策の周知については、商店街組合、料飲組合等業種別団体、地域金融機関と連携し、実施する。
- ・令和元年7月19日決議の大阪府商工会議所連合会、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づく支援活動を府内商工会議所に要請する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨木商工会議所は、茨木市と協議して、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・茨木商工会議所又は茨木市は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年4月現在)	
⑦実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[茨木商工会議所 事務局長] --- B[茨木商工会議所 法定経営指導員]; C[茨木市 産業環境部長] --- D[茨木市 商工労政課]; B <--> 連携 連絡調整 D; D <--> 確認 連携 E[茨木市 危機管理課];</pre>	
⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ○当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 笹井 直木(連絡先は⑨参照) 経営指導員 小林 豊和(連絡先は⑨参照) 経営指導員 中野 拓二(連絡先は⑨参照) ○当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
⑨商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ○茨木商工会議所 茨木商工会議所 中小企業振興部 〒567-8588 茨木市岩倉町2番150号 立命館いばらきフューチャープラザ TEL: 072-622-6631 / FAX:072-622-6632 E-mail:info@ibaraki-cci.or.jp ○関係市町村 茨木市 産業環境部 商工労政課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 TEL: 072-620-1620(直通) / FAX:072-627-0289 E-mail:kigyousien@city.ibaraki.lg.jp	

茨木市 総務部 危機管理課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL: 072-620-1617(直通) / FAX:072-624-9249

E-mail:kikikannri@city.ibaraki.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【茨木商工会議所】

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、茨木市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【茨木市】

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	1, 418	1, 418	1, 418	1, 418	1, 418
・専門家派遣費	1, 418	1, 418	1, 418	1, 418	1, 418

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
一般財源

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ.連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明

本社 〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4

大阪北支店 課長 岡島 純世

大阪北支店 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング5階

TEL:06-6203-0632

FAX:050-3385-6644

損害保険ジャパン株式会社 取締役社長 石川 耕治

本社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-26-1

大阪北支店 千里支社 千里支社長 井原 勘夫

千里支社 〒560-8580 豊中市新千里西町1-1-6

TEL:0570-024581

FAX:06-6835-2267

三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長 船曳 真一郎

本社 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9

大阪北支店 茨木支社 茨木支社長 春名 悠紀

茨木支社 〒567-0032 茨木市西駅前町 5-1 京都銀行茨木ビル 5 階

TEL:072-625-2541

FAX:072-627-9546

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

大阪支店 大阪営業開発課 課長 中塚 啓介

大阪営業開発課 〒530-0047 大阪市北区西天満 4-15-10 あいおいニッセイ同和損保フェニックス
タワー13 階

TEL:050-3461-1036

FAX:06-6363-3193

大阪府火災共済協同組合 理事長 野村 泰弘

事務所 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6階

TEL:06-4708-8720

FAX:06-6267-7222

ロ.連携して実施する事業の内容

1. リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップの開催

以下の項目を取り上げ、災害事例を通じたリスクファイナンスについて理解していただく。

- ・企業を取り巻く環境変化とBCP の必要性
- ・大阪府、茨木市を取り巻く自然災害
- ・自然災害シミュレーション
- ・「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画」の作成と解説
- ・事業継続力強化計画認定申請について
- ・ビジネス総合保険の解説

2. 事業継続計画(BCP)策定支援事業

BCP策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画(BCP)策定の個別支援を行う。

① 【簡易版】事業継続計画(BCP)策定支援

“地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応(安全確認、安否確認、応急処置、救護・援助など)の確立に重点を置いた簡易版のBCP 策定を支援する。

② 事業継続計画(BCP)策定支援

事業を取り巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制(情報収集、広報、予算管理など)や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応(安全確認、安否確認、応急処置、救護・援助など)の確立に重点を置いた BCP 策定を支援する。

③ 事業継続計画(BCP)ブラッシュアップ支援

策定済みの BCP をブラッシュアップ(内容の見直し、訓練の実施など)するための支援をする。

④ レジリエンス認証取得準備支援

内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく“レジリエンス認証”の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。

⑤ 保険及び共済制度の加入推進

リスクファイナンスの観点から保険及び共済制度の加入推進を行い、災害後の復旧費用軽減を図ることができるよう対策を行う。

ハ.連携して事業を実施する者の役割

1. 茨木商工会議所が主催する「リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップ」への講師派遣

保険会社とは団体保険を通じて茨木商工会議所との事業連携を行っている。保険会社は事業継続力強化支援においては保険制度を活用したリスクファイナンスでノウハウを持ち、セミナー・ワークショップでも数多くの講演実績がある。保険会社と連携することで BCP に関心のある小規模事業者にも策定の啓発、リスクファイナンスの強化を図ることが可能となる。また、事業継続計画(BCP)策定の個社支援に繋げることも可能となる。

2. 保険会社等と連携したBCP策定支援

事業所訪問を実施し、BCP策定に関心のある事業者へBCP策定のアドバイスを行う。

3. 保険会社等と連携した公的施策普及と保険・共済制度の加入推進

事業所訪問やセミナーの機会を捉え、公的施策の周知を実施するとともに、保険制度や共済制度の説明及び加入推進を行う。

二.連携体制図等

